

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区程度）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会はもえぎ野地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

1 老人福祉センターと複合館であるメリットを活かした拠点づくり

子どもから高齢者まで、あらゆる年代の方が参加・立ち寄れる場を創出し、世代間交流・地域コミュニティの活性化を図ります。また、地域ケアプラザの相談機能を多くの住民に周知し、早期発見や支援が必要な方へ情報が届くように努めていきます。

2 地域の人材発掘と地域活動へ参加するきっかけづくり

誰もがその人らしく暮らし続けられるまちづくりを地域住民と協議、推進する場として、「もえぎ野あったかネットワーク」を設け、地域の見守り活動を行っている個人・団体のネットワークを推進します。また、青葉区の合言葉である「あなたの力の1パーセントをあおばの未来に！」を区役所と協働し、地域の人材発掘や地域活動への参加するきっかけづくりを進めます。

3 健康寿命の延伸に向けた活動の充実

青葉区では、平成30年には「2015年市区町村別生命表」で、男性が日本一、女性が9位と発表されました。人生の最期まで心身共に健康でいられるよう、地域での介護予防活動を充実し、健康寿命の延伸を目指します。

4 複雑多様化した課題への取組

8050問題や生活困窮者問題に代表されるように、地域から寄せられる相談については、複雑多様化しています。もえぎ野地域ケアプラザでは、あらゆる相談を受け止め、関係機関や専門機関とチームになることで、課題解決に取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動取り組みを具体的に記載してください。

もえぎ野地域ケアプラザは、谷本地区と上谷本地区の2地区を担当しております。

【谷本地区】

梅が丘、千草台、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目（A・B）の5自治会町内会で構成されています。東急田園都市線・国道246号線・東名高速道路「横浜青葉インター」などがあり電車や車を使える年代には交通の便が良い面もありますが、一方で高齢者等にとって徒歩で移動する場合は、これらによる地区分断や高低差のある地形が移動の支障になっています。地区の大部分は昭和40年代に造成され、梅が丘は戸建て住宅、千草台は戸建て住宅とマンションの他、高齢者施設等も多く存在しています。地区の高齢化率は19.88%（2019年3月末）と青葉区平均（21.23%）を下回っていますが、これは藤が丘駅周辺マンションに比較的若い世代が居住していることによります。地区の活動は、各自治会町内会により防災に対する取組が熱心に行われていますが、新しくできたマンション居住者の自治会町内会加入率が低下し、自治会町内会での活動や地域情報を知る機会が減り、高齢者・子育て世代の孤立が課題としてあります。

【上谷本地区】

もえぎ野・柿の木台・みたけ台の3自治会町内会で構成されています。地域は西から東に下る穏やかな傾斜面となっていて、主に戸建て住宅が多い地域です。バス便も比較多く出ており移動には比較的容易に行える地域です。もえぎ野地域ケアプラザを活動の拠点として、地域活動が活発に行われています。地区の高齢化率は25.02%（2019年3月末）と青葉区平均（21.23%）を大きく上回っており急速な高齢化が進んでいます。地区の活動は、高齢者や子どもを対象とした事業など活発に行われていますが、担い手不足が課題としてあります。

【課題解決に向けた取組】

谷本・上谷本地区ともに、地域活動が活発に行われ、そうした活動や地区推進会議等の中からも高齢化に伴う認知症の方の増加や詐欺被害等の課題が上がっており、見守り体制の強化に向けた取組を進めます。また、地域の活動に参加する人を増やすため、きっかけづくりを地域の支援者とともに検討し、取組を進めます。

担当地区内は、坂道が多く主要の道路等をまたいでいることもあり、地域ケアプラザが遠いため来館することの難しい方も多くいらっしゃるという現状があります。そうした地域の方にとっても、地域ケアプラザが身近な相談の窓口となるように積極的に地域へ出向きます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体や他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携について

日常的に気軽に相談しやすい関係性構築のため、各地区の定例会や事業等へ積極的に参加し、地域関係者と顔の見える関係づくりに努めます。

地域ケアプラザで把握した個別課題や「地域ケア会議」等で把握した地域課題の解決のために、「もえぎ野あったかネットワーク」などを活用し地域の方と共に取り組みを進めていきます。また、必要に応じて子育てや障害者等の地域団体とのネットワーク構築にも力を入れていきます。

2 区役所・区社協との連携について

地域包括ケアシステムの実現に向け、区役所・区社協と定例カンファレンスや日常的な情報共有から個別課題や地域課題の把握に努めます。また、地域ケア会議等を通して把握した課題は地域の方へも発信し地域の方と共に具体的な取組が進められるように、区役所・区社協と連携し支援を進めていきます。

地区別計画の推進においても、地域の想いと支援者の想いが一致するよう、区所管課をはじめとする関係各課との定期的なチーム会議を実施し、方向性を確認しながら推進します。

3 民間企業や商店会との連携について

個別課題や地域課題の解決に向けて、地域福祉を推進する上で、上記の連携以外にもあらゆる地域資源との連携が必要だと考えます。

民間企業には、対象を絞った独自のノウハウや、福祉には無い視点等も持ち合わせているため、定期的にお互いの情報を交換できる場を設け、連携方法を模索しながら進めます。

地域の見守りを推進するために、「もえぎ野あったかネットワーク」で検討し、商店会との連携を平成 29 年度より実施しています。今後も子ども・高齢・障害など、地域での緩やかな見守りを推進するため、地域の商店との連携を継続していきます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザと老人福祉センターの併設館としての特徴を活かし、地域ケアプラザ 5 職種と老人福祉センター職員の会議を定期的に行い、年代別の情報や地域情報の共有・分析を進めていきます。そして、地域情報の分析から得られた結果を老人福祉センター利用者の健康づくり・介護予防にも活かし、健康寿命延伸に向けた事業を開催していきます。また、老人福祉センター利用者には、地域包括支援センターの協力を得ながら情報提供を行うことで、健康づくり、介護予防の意識啓発に努めます。地域包括支援センターと共催により健康チェック（血圧測定等）の機会を設け、日頃からの体調等を気軽に相談できる場を提供します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」です。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社協等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます。

非常勤職員は、採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の方としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってまいります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

- (1) 実務研修
 - 介護保険基礎研修
 - 地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
 - 介護予防支援研修
 - 地域活動交流 コーディネーター研修
 - 2層生活支援 コーディネーター研修
 - サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修 等
- (2) 職場研修
 - 個人情報保護
 - 緊急対応・事故対応
 - 感染予防
 - 産業医による職場のメンタルヘルスや健康管理
- (3) 基幹研修
 - 人権研修
 - コンプライアンス研修
 - 階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
 - 地域福祉実践力向上研修
 - コミュニティソーシャルワーク研修
 - 法人全体研修 等
- (4) 課題別研修
 - 苦情解決研修
 - 権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行っています。

1 快適・安全に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持します。また館内に手指用の消毒液を設置して利用者の衛生に配慮します。

施設内の案内図や表示について利用者からの声をもとに、よりわかりやすく見やすくなるよう努めます。

2 法令に基づく施設・設備の管理と定期的な保守点検

建築物、建築設備、電気、消防等の各種法令に基づき保守点検作業を確実に実施します。

設備の管理について、日常点検と年間を通じて委託業者の専門職による定期点検を実施し、施設の不具合により利用者に不都合を生じさせない様に、早期発見早期対応を心がけます。

3 今後の修繕計画

- ・エレベーター更新工事
- ・給湯ボイラー用膨張タンクの交換工事
- ・駐車場のタイル工事
- ・その他、都度必要な小破修繕を行います

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1 事故防止の取組み

非常勤職員を含めた職員全員で、ヒヤリハット報告を徹底し、ヒヤリハットを含めた事故事例を共有します。本会では運営施設における事故発生状況について取りまとめ、毎月の法人内施設長会議において情報を共有し、同様の事故が発生しないように注意喚起を行います。

法人内施設長会議での情報は毎月の職員会議の中で各部門職員へも情報共有し、必要な対応等について検討します。

また、事件事故やヒヤリハットには挙がらない、職員の小さな気づきを共有する仕組みとして、「コンプライアンスミーティング」を実施します。

2 緊急時の対応

事故や急病等、緊急時には本会としてその対応の詳細を定めた「事故・ヒヤリハット判断基準及び事故・災害等対応マニュアル」に則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します（例：怪我人が発生した場合、マニュアルのフローチャートに則り受診の必要性について判断、また「事故」「事務ミス」「ヒヤリハット」についても判断し適切に報告・対応します）。

また年2回の防災訓練の中で、AED講習や心肺蘇生法の研修を実施し、有事に備えます。

3 その他

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練を地域の方々とも協力して、計画的に実施していきます。また、発災時を想定して、定期的に参集訓練を実施します。

区役所と連携し、福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行っていきます。

安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、民生児童委員の方々とは情報共有を行っていきます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1 福祉避難所としての役割について

「福祉避難所」としての役割が果たせるよう、防災備蓄物資の適切な保管管理や人員体制整備を区役所と連携し進めます。

特に「福祉避難所」の役割や機能、運営方法等について、常勤・非常勤職員間で共有し、いざという時の取るべき行動を確認します。

2 地域防災拠点との連携について

地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、日頃からの顔の見える関係づくりを進め有事に備えます。

3 平時の備え

職員連絡網や法人内の管理職連絡網を整備し、有事に備えた情報伝達の仕組みを構築します。

年2回、併設の老人福祉センターと共同で、施設を利用している利用者及びデイサービス利用者にもご協力いただき、避難訓練・防災訓練を実施します。

また、地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様、介護保険情報冊子ハートページ等のツールも利用しながら、情報提供します。

併設する老人福祉センターも含めた行事を広報紙で案内し、自治会町内会に回覧する他、地区センター、郵便局、クリニック等に配布し、地域ケアプラザを利用したことがない個人・団体の方にも利用していただけるよう広報活動を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1 利用者アンケートの実施

各部門で年1回利用者アンケートを実施して、アンケート結果を基に改善計画を立て改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示し、利用団体交流会等で周知します。

2 施設利用者からの意見収集について

館内にご意見箱を常設して、施設を利用される方々からの意見を受けられる体制を整えています。ご意見をいただいた場合には、速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し、全職員が一体となって業務の改善に取り組んでいきます。また、利用団体交流会を開催し利用者から直にご意見を聞く場を設けます。

3 苦情への対応

苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして、苦情解決を位置づけサービスや事業の質の向上につなげます。「横浜市社会福祉協議会・苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えています。1次対応：受付担当者・実務責任者（館長）、2次対応：所管部長・苦情解決推進チーム・総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。また、2次対応で解決が困難な場合は、3次対応として苦情解決調整委員（第三者委員3名）が解決にあたる体制を整えています。

4 法人内での事例の共有について

法人運営の施設で発生した苦情対応事例について、法人内施設長会議で報告を行なっています。また、法人内の事例についても半期毎に報告を行い、各施設・部署で同様の苦情が発生しないように業務改善への取り組みにつなげていきます。

5 運営協議会の開催

運営協議会を年2回開催し、地域の運営委員の方々よりご意見をいただき、施設の運営・事業へ反映してまいります。

6 具体的な意見の取り入れ方について

日頃の相談中に頂くご意見、ボランティア交流会や利用団体交流会、また、デイサービス利用者やそのご家族へのヒアリングや講座参加者へのアンケートにより意見収集を行い、業務へ反映しています。また、地域での各種会合や出張イベントなどにおいて出席者・参加者から伺った情報は情報シートにより共有し、職員会議や5職種会議等で地域情報の更新を行います。そのうえで、講座・事業見直しの際に、積極的に地域の方々の意見を取り入れてまいります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について、本会ホームページに掲載するとともに、事業計画・報告の冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAXでの個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

ごみの少量化・分別・リサイクルへの取組(ヨコハマ3R夢)を進めるため、ごみ自体を減らすとともに、ごみを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応(横浜市地球温暖化対策実行計画の推進)として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成(令和元年6月現在3.42%)しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成(令和元年6月3.42%)しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方針、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設利用の促進

新たに登録をする団体には、登録受付時に比較的に利用しやすい曜日や時間帯等をご案内し、少しでも多くの方が利用できるようにしていきます。また、自主事業を計画する際は、地域課題に合わせた事業を計画していくとともに、出来るだけ多くの方が地域ケアプラザへ足を運んでくれるように幅広い世代を対象とした事業を実施していきます。事業実施にあたっては、地域活動の予定や老人福祉センター事業等と日程や内容に配慮します。

2 情報提供の方法

地域の情報や制度等最新の情報収集に努め、わかりやすく、見やすい広報紙を作成し、地域の方が必要な情報が手に入りやすいように、広報紙の配布先は、自治会町内会や公共施設に限らず、商店会や医療機関など人が集まる場所等配布先を開拓し、より多くの人へ情報を届くようにします。また、地域ケアプラザからの情報だけではなく、地域の活動や活動している方を広報紙に掲載することにより、地域住民が自身の住む地域を身近に感じ、地域ケアプラザも地域の身近な施設の一つとして周知をしていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する相談等について情報提供の取組の考え方、提供手法について記載してください。

【情報提供の取組の考え方】

重度化してからの相談ではなく早期に相談ができるよう、老人福祉センター利用者、地域住民等に対して身近な相談窓口としての周知が必要と考えます。地域の会議やサロン等に出向き、地域ケアプラザが「身近な相談窓口」であることを高齢者だけではなく、子育てや障害者等の相談にも幅広く周知が必要と考えます。

【提供方法】

サロン等に集う地域住民を通して気になる人の情報が集められるように、サロン等の場を活用して、地域ケアプラザが「身近な相談窓口」であるという情報を提供します。併せて、「もえぎ野あったかネットワーク（協議体）」で作成した回覧板、チラシ、ガイドブック等を用いて相談窓口の周知を行います。相談内容に応じ区役所や子育て支援拠点（ラフル）、生活支援センター等関係機関との連携を図ります。

身近な地域での支え合い・助け合いが進むよう、把握した課題を地域ケア会議や地区推進会議等を活用し地域に返すことで地域の方と一緒に地域課題を把握し、解決に向けた取組の検討を進めていきます。情報提供の取組についても地域住民の求めるものを把握し検討を深めていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係作りに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。障害理解・啓発を目指した障害当事者（団体）による事業を開催し、また、その事業が課題解決に向けた地域活動のきっかけになるよう、地域活動者の参加を積極的に促します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業が連携し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有の方法など、ネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域での取組から見えた地域課題を、協議体等で共有し、地域に広がるネットワークを活用して、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

今まで地域活動に参加したことのない地域住民(個人及び団体)が、地域活動に参加できる仕組みづくりを支援していきます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

青葉区運営方針の基本目標である『「住みつづきたい・住みたいまち」青葉』の実現に向けて、地域住民とともに多世代が住みやすいまちになるよう、地域活動の推進に取組ます。

青葉区の基本目標達成に向けた5つの施策の一つに「誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまち」があり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。区社協・区役所・ケアプラザで情報共有し、「地域ケア会議」や「もえぎ野あったかネットワーク」を通して、地域の課題解決に向けた取組を地域住民とともに行います。

子育てや障害児・者支援等、区各担当課・区社協と方針を共有し、各部署と協力して居場所づくりや余暇支援等を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1 区役所・区社協との連携

定例カンファレンス等において、高齢者に限らず、子どもや障害者に関わる課題や地域の取組など地域の現状を日常的に随時共有します。

2 地域福祉保健計画策定・推進に向けて

地区別計画推進の事務局および支援チームの一員として、また地域に一番身近な支援機関として、地域情報を支援チームに発信するとともに、地域住民が主体となって取り組みが進むよう計画の推進に努めていきます。

また、子どもから高齢者まで誰もが自分らしく健やかに暮らせるように、地域の子育て関係機関や障害者関係機関、保健活動団体、地域活動者等と協力し、居場所づくりや健康づくり、介護予防等に取り組めます。

3 ケアプラザ内の取組体制

地区別計画の取組・振り返りを地区社協が中心となって地域が主体的に進められるように、区社協と地区支援計画書を作成し、中間・期末振り返りを実施するとともに、支援の方向性や具体的な支援方法等を検討・共有します。

また、コーディネーターを中心に5職種一丸となって、自治会町内会単位など小地域活動がより活性化し地区別計画が推進するよう努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

自主事業を通じ、高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域に設置された施設という利点を活かし、自主事業を通じて福祉保健活動の開発や実施、新たな地域の福祉課題に対する取組を地域の実情や地域のニーズに合わせて行います。また、区社協・関係機関との協働により、子ども・子育て・障害児者支援に係る事業についても実施します。

そこで生活する誰もが安心して生活できる地域になるよう、幅広い地域福祉活動の促進を地域活動・交流部門と地域包括支援センター、生活支援体制整備事業部門が連携して取り組みます。

1 高齢者対象の事業

ケアプラザを交流の場、出会いの場、仲間づくりの場とする「サロン」を毎月実施します。サロンでは、地域住民の中から講師を招き体操を取り入れるなど、地域と共に介護予防に取り組みます。

また、高齢者等の見守りを兼ねた「ミントの会配食」を、事務局として引き続き支援します。配食後は配達ボランティアから利用者の現況を報告してもらい、必要に応じて担当ケアマネジャーやプランナーに利用者の情報提供を行います。

2 子ども対象の事業

0歳児～3歳児とその両親を対象にした、子育てひろばとして「てとてとあおば」を毎月3～5回開催します。開催にあたり、ボランティアグループ「てとてとあおば」と連携し、子どもの見守りや、子育て相談者として活躍していただきます。

放課後、学習する場のない小学生・中学生が学習できるフリー学習スペースを開放します。学習を通して放課後の居場所となるほか、経済的に塾等に通うことのできない児童を支援します。フリー学習スペースには学習支援ができるボランティアが2名以上在室し、質問等について対応します。また、学習支援ボランティアが地域の児童養護施設や学校等に出張支援が行えるよう、施設や学校との関係づくりを進め、子どもたちが参加しやすい、またボランティアが活動しやすい環境を整備します。

3 障害児者対象の事業

障害児者を対象とした事業については、区内または近隣区の専門機関・団体等と連携しながら、地域に求められている障害児者の支援のあり方やケアプラザに求められる役割を把握しながら事業を企画します。

地区社協が進めている地域で障害理解を深めるための交流事業等を引き続き支援します。

4 その他の事業

「夏休み特別教室」や「布おもちゃをつくろう」など、地域の中から講師や専門家等を招いて地域住民が主体的に取り組むことのできる事業を開催し、地域活動のきっかけづくりや、地域課題を地域で解決する仕組みづくりを進めます。企画実施にあたっては、地域活動交流コーディネーターだけでなく、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとも共催で実施し、世代や対象に応じた企画になるよう工夫します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が有効に利用していただけるよう、利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

また、ケアプラザの定例自主事業で地域住民の利用日時が限定されることのないよう、各種事業の見直し等を図り、幅広い層の地域住民が優先的・主体的に貸館を利用できるように努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画地区別計画などで挙げられている、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を進めます。把握した個別ニーズから、ケアプラザのネットワークを活かしてボランティア活動に繋げます。

1 新規ボランティアの発掘・育成

これまで地域の福祉保健活動に参加したことがない方に対して、情報の提供やボランティア講座を実施することで、参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成に取り組みます。

2 既存ボランティアのフォロー

ボランティア登録簿は定期的に更新し、登録者の活動状況や現状等を確認・把握します。

ボランティアに必要な講座等を開催するほか、関係機関・団体等が実施する関連研修を積極的に周知し、ボランティアの育成に努めます。

3 新世代のボランティア育成

どのような世代でも参加しやすい活動を発掘し、ボランティアとして地域に関わるきっかけを提供します。

センター広報紙を活用して、地域で活動するあらゆる世代の担い手を紹介し、誰もが地域に参加する機会、活躍できる機会があることを周知します。

4 ボランティアセンターとの連携

ボランティアの活動支援や相談に対して、区社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し対応します。ボランティア依頼・受け入れにあたっては、ボランティアセンターと連携し、そのノウハウをコーディネート業務に活かします。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供の方法などについて具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合や地域サロン等（地域の事業など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い、課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを地区支援計画の策定時や振り返りに合わせて更新し、そこから見えてくる課題に対して、解決に向けた取組を行います。

利用団体交流会や地域サロン連絡会などの開催により、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 地域への積極的な関わり

地域で行われている福祉保健活動や、ボランティア・民児協等の定例会等に積極的に出席し、地域の生の声をキャッチしニーズを把握します。

2 包括カンファレンス等での情報共有

地域包括支援センターが主催する包括カンファレンス等で定期的に情報共有の場を持ち、地域包括支援センター、地域活動交流、区社協、区・高齢障害担当と高齢者個人や高齢者世帯の現状・課題を共有（把握）します。また、地域包括支援センターで受けた総合相談の分析を協働で行い、相談傾向や地区ごとの傾向を把握します。

3 アンケート調査によるニーズ把握

地域包括支援センター、地域活動交流部門、地域活動団体等と協力し、地域の困りごと等のアンケート調査を行い、ニーズを把握します。

4 データの活用

包括カンファ、アンケート調査、市・区役所から発信されている統計データ等を地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。分析結果については、専門職で共有するだけでなく、地域向けにアレンジし発信します。小地域の会議等で現状や地域課題を説明し、課題解決に地域で取り組む、協力するという意識を啓発します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 多様な主体による社会資源の把握・分析

地域に積極的に向き、地域で行われている福祉保健活動や地域活動、学校関連の活動、各種団体・事業所・企業等の行うサービスなど、福祉分野に限らず、健康分野や教育分野など地域にある様々な社会資源を把握します。把握した情報は5職種で共有し、地区ごとの特徴や傾向を分析して各地区の支援計画に生かします。

2 もえぎ野あったかネットワーク（協議体の取組）

上谷本地区、谷本地区合同で行う「もえぎ野あったかネットワーク」を継続し、地域全体での取組が必要な両地区に共通する課題や、小地域や地区単位で支援することが難しい課題に取り組めます。また、「もえぎ野あったかネットワーク」で始めた取組や働きかけが地域で定着し、多様な主体による地域資源となり、より発展するよう、地域課題や取組を共有するなど、地域の多様な団体の関係づくりを強化します。

また、企業等へのヒアリングや各種団体等の情報交換の場の活用などにより、個人や事業所・企業などが参加協力しやすい機会づくりを進めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

1 目指すべき地域像の共有

自治会町内会や50世帯程度の小地域で見守り・支えあいをする「番地の会」や、自治会館等で行われている趣味の会など、より小さな単位の集いの場を訪問し、地域情報や課題、地域での取組のイメージを共有します。集いの場の少ない地域においては、身近な地域での取組が進むよう働きかけます。また、地域が把握している情報や地域ケアプラザの各部門が把握した情報はケアプラザ内において共有し、地域づくりの方向性を共有します。

2 協議体の設置・運営

より小さな単位で協議の場を設置できる地域においては、地域情報や個別課題から見える地域課題、目指す姿を共有し、目指す姿に向けた具体的な取組が進むよう働きかけていきます。小地域での取組が難しい課題については、2地区合同で開催している「もえぎ野あったかネットワーク」において共有し、協議の上、取組を検討・実施します。またその取組が小地域で発展・継続するよう働きかけていきます。

また、サロンや食事会など同様の活動をしている地域の活動者が、共通の課題に地域全体で取り組めるよう、情報や課題等を共有・協議できる場を設置します。またはそのような場を地域で設けられるよう働きかけます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

1 地域活動・サービスの創出に向けた風土づくり

地域で必要とされる活動を創出するために、各関係団体の定例会や、地区別計画推進会議、地域ケア会議、協議体の場で、地域課題や個別課題の共有・見える化を行います。

また、活動や取組に積極的になれるよう、取り組んだ結果が地域から見える、達成感を味わえるなどを意識し、資源創出に向けた風土づくりを続けます。

2 現状に対応する活動・サービスの創出

区内の他エリアと比較して、独居高齢者数、孤食高齢者数の割合が高く、75歳以上の後期高齢者のフレイルの割合も高い。また、幸福度が低いという数字が出ています（JAGES2016より）。立地的に山坂が多いこともあり、アンケート結果からも高齢者の移動の課題が見えています。移動の手段を検討・創出するとともに、自分自身の身体機能を維持するための介護予防の場や、高齢者が集い共に食事を楽しめる場の検討・創出を進めていきます。

3 活動・サービスの継続・発展に向けた支援

既存の活動・サービスが抱える課題等の積極的な把握に努め、関係機関と協力し適切な支援を行います。協議体やアンケート調査結果等から、次世代の担い手不足に関する声が多い、後期高齢者のフレイルや社会的役割の低下者割合が高いといった課題が見えているため、次世代や前期高齢者に向け、「一日一善」といった気軽に参加できるちよこっとボランティアや地域活動の楽しみ・達成感のアピールなど、地域活動への参加の機会づくりを進めます。イベント等を企画・開催の際には、参加の魅力づくりを企業等の協力も得ながら進めます。また、要支援要介護者に地域情報が届くよう、ケアマネジャーが活用しやすい情報の届け方を検討していきます。

また、現在サロン等でボランティア活動している担い手や参加者を対象に、認知症や介護予防の啓発等を行い、担い手や参加者が今後も継続して活動・参加できるよう支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【地域性】

相談傾向として、重度化してからの相談が多いこと、転入者が多く相談窓口がわからないため相談まで時間がかかることがあげられます。

【展開】

重度化してからの相談ではなく早期に相談ができるよう、老人福祉センター利用者、地域住民等に対して身近な相談窓口としての周知を行います。多職種と協働して地域の会議やサロン等に出向き、地域住民の相談に対応していきます。サロン等に集う地域住民を通して気になる人の情報が集められるように、サロン等の場を活用します。地区民児協、ボランティア会等の定例会に出席し、支援が必要な人の情報把握に努めます。「もえぎ野あったかネットワーク」で作成した回覧板、チラシ、ガイドブック等を用いて相談窓口の周知を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【地域性】

相談傾向として、認知症であることを周りに知られたくないという家族がいること、認知症の方への対応の仕方がわからないという人が一定数いることがあげられます。認知症の人の家族の相談先として介護者のつどいを周知していますが、就労している家族が多く参加につながらないことが課題としてあります。また、専門家の話を聞きたいとの要望があることから、交流会のみのつどいは、参加者が少ない要因と考えられます。

認知症キャラバンメイトはエリア内に12名いますが、自主的なグループ活動はない状況です。

【展開】

認知症理解を広げるため、認知症サポーター養成講座を地域に出向いて開催します。その後、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を実施し、認知症に対する理解を深めます。

地域のキャラバンメイトに、講座の組み立てから関わってもらえるよう、キャラバンメイト連絡会を定期開催し、キャラバンメイトが住民の視点で内容を工夫し、講座が実施できるよう支援をします。更に、キャラバンメイトによる自主的なグループ活動につなげていけるよう、支援を行っていきます。

介護者のつどいへ気軽に参加できるように、介護者の悩みにあった専門職を招くなど、介護者の声を取り入れた工夫を行います。就労している家族が参加できるよう、複数の曜日で開催していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【地域性】

○虐待対応について

地域住民が発見することは非常に難しく、相談の件数は少ない状況です。ケアマネジャーが虐待かどうか判断に迷うようなケースの相談は少しずつ増えていますが、相談の事例を経験しているケアマネジャーが少ない状況です。ケアマネジャーが相談・通報の流れをイメージできるよう、事例を共有する機会を増やす必要があると考えます。

○成年後見制度・エンディングノートについて

成年後見制度に対する関心は高いものの、講座の参加者が少ない状況です。

青葉区版エンディングノートの講座は参加者が多い状況ですが、実際に記入をする講座が少なく、エンディングノートを有効活用できるよう支援が必要です。

○消費者被害、特に詐欺被害について

青葉区は被害額が多いため関心が高い一方、詐欺の手口が巧妙になっていく現状や高齢で転居し近所に知人・友人が少ない方も多く、被害は減らない状況です。

【展開】

○虐待対応について

虐待疑いの段階、相談しようか迷った段階でも相談・連絡をしてもらえるよう、ケアマネジャーや介護保険サービス事業所、地域住民に対する周知を継続して行います。ケアマネジャーや介護保険サービス事業所向けに虐待防止の講座を開催し、実際の対応についての検討を含め相談しやすい関係づくりを構築します。相談を受けた際、早期に対応ができるよう、区とも連携を強化します。

○成年後見制度、エンディングノートについて

成年後見制度、エンディングノートの作成は、高齢者の権利を守り自己決定支援につながることを地域の会議、給食会、サロン等に出向き、地域ケアプラザに来ることが難しい地域住民に対しても普及啓発を行います。地域にある自立した高齢者が入居している施設にも出向き、周知を行います。

○消費者被害について

地域の会議、給食会、サロン等に出向き地域住民に対して消費者被害の防止について普及啓発を行い、随時最新情報を発信し、注意喚起と早期相談を呼びかけます。

横浜市消費生活総合センター主催の研修に参加し、得られた新しい情報を活用し、地域住民に分かりやすい内容で伝えていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における高齢者の支援体制や医療関係者との協力体制、介護関係者の相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを、どのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

定期的開催する定例カンファレンスを活用し、地域関係者等とケアマネジャーの連携が進むように情報交換の場を作ります。継続して実施している民生委員児童員とケアマネジャーとの意見交換では事例等を用いながら、日ごろの実践に繋がりの内容とすることで、お互いの業務についての相互理解が深まるようにします。また地域のインフォーマルサービスの代表者とケアマネジャー等の交流会において、地域のインフォーマルサービスを知ることで、地域資源を活かしたケアプラン作成の意識付けを図り、地域のネットワークを構築します。

カンファレンスへの参加、助言を通じて、自立支援に資する適切なケアマネジメントができるように支援していきます。

エリア内の事業所を個別訪問し、現在抱えている問題や困難事例などの情報共有を行い、問題解決の支援をします。状況により関係者間とのカンファレンスの開催支援等を行い、ケアマネジャー支援を行います。

青葉 Style（居宅包括の主任ケアマネジャー連絡会）にて、地域情報の共有、ケアマネジャー同士の連携、医療と介護の連携を促進します

2 在宅医療・介護連携推進事業

区域で多職種が参加協働している介護医療連携会議・顔見え会議・ねっとわーく青葉等の会議へ出席し、情報交換・連携を図り、更に連携が深めるため、多職種での情報交換会や事例検討を実施します。また青葉区在宅医療拠点などと協力し、意思決定支援に関わる研修を専門職対象に企画運営するとともに、地域住民への情報提供ができる場を検討します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別ケースの地域ケア会議を通し、地域住民自らが、地域の課題に気づき、今後の取り組みについて意見交換をすすめ、今後の地域活動につながるようにします。さらに、個別ケースから見出された課題に対し、課題解決に向けたアプローチを行うため、包括レベル会議を実施します。

地域ケア会議により出た課題、取り組みの結果について、ケアプラザ内5職種で共有、振り返りを実施し、自治会町内会や地区民児協等の地域の機関と成果を共有し発信していきます。

カ 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 地域団体とのネットワーク

自治会町内会や地区民児協の定例会、ボランティア会、地域のサロン等への参加を通じて、日頃から相談しやすい関係づくりを進めていきます。各種団体へは、ケアプラザの機能や役割の周知広報を行い、更に多くの相談やニーズを汲み上げていきます。

個別ケースについて医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた地域ケア会議を振り返り、自治会町内会や地区民児協等の機関と成果の共有を行います。

地域ケア会議から見出された課題に対し、課題解決に向けたアプローチとして小地域（自治会町内会）で認知症や包括ケアシステム構築について周知を進めます。

高齢者支援において、ケアマネジャー等専門職の対応とともに、民生児童委員をはじめとした地域の見守りが必要であることを、各種会議等で、住民に向けて引き続き啓発していきます。

2 各機関とのネットワーク

医療介護連携会議・顔見え会議・ねっとわーく青葉など、多職種が参加する会議へ出席し、情報共有・連携をはかり、多職種の連携やスキルアップにつながる研修の企画を協働して実施していきます。

3 福祉機関とのネットワーク

毎月開催している包括カンファレンスにて、区役所、区社協、5職種で地域情報の共有やアセスメントを行い、個別支援や地域支援に対して連携して取り組みます。地域資源については生活支援コーディネーターとの連携によりインフォーマルサービスの情報収集や資源が活用されるようにします。

(5) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 目標志向型の介護予防支援

住み慣れた地域で利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう、一緒に考えていく姿勢を大切に、個人の能力や意欲を引き出すケアマネジメントを実施していきます。また、利用者自らが十分に納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援していきます。委託している場合も、積極的にサービス担当者会議への参加し、介護予防ケアプラン作成の助言を行います。併せて、スキルアップの為の介護予防従事者研修への参加を促します。

2 研修・情報共有による人材育成

予防プランナーやケアマネジャーのスキルアップを図る為に、勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整えます。包括職員・予防プランナーとのミーティングを毎月実施し、ケースの情報交換や共有を行います。法人内や所内での研修を設け、ケアマネジメントのスキルアップを図ります。

3 指定居宅介護支援事業者への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し、利用者の希望を確認のうえ、複数の事業所を情報提供した上で選択ができるようにします。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域資源のインフォーマルサービスを積極的に活用したケアプランを作成していきます。インフォーマルサービスについては、生活支援コーディネーターと連携し、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源についての情報共有を行います。委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から地域の情報収集し、分析するとともに地域包括ケアシステムの構築に活かしていきます。

(6) 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 介護予防講座

地域住民が住み慣れた地域で介護予防や健康への意識、関心を高め、横浜市が目指す『健康長寿日本一』を意識し、日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践できる力をつけられるような講座（運動機能向上だけに留まらず、口腔ケア、栄養改善、認知症予防等の企画）を行います。その際に、地域住民の利便性を考え、住民が出向きやすい自治会館等の会場を使用して講座を実施します。講座終了後には参加した住民が組織的に健康活動を継続実施できるように自主グループ活動支援をします。

2 出張講座

地域の老人会を始めとする地区組織とのかかわりを大切にしながら、地区での活動を把握し、出張介護予防講座などを実施しながら、活動支援を継続していきます。また、老人福祉センター併設の強みを生かし、介護予防に取り組んでいる自主運営グループの活動を支援していきます。健康相談及び血圧測定などのイベントを通じて健康増進の普及啓発を推進します。

2 介護予防活動の人材育成

ボランティア活動の担い手の高齢化などにより、活動の継続が難しくなっていくことが考えられるため、新たな年齢層のボランティアの発掘・育成を行います。

3 元気づくりステーションの立ち上げ、継続支援

地域アセスメントを行った結果を基に、区役所や5職種と情報共有しながら、必要な地域における介護予防の取組と仲間づくりを目的とした、元気づくりステーションの立ち上げ及び活動支援を強化していきます。

(7) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1. 尊厳の保持・自立支援の視点

・利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

・また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2. 多職種、関係機関との連携

・区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。特に指定介護予防支援事業者が同施設内にある利点を活かし、利用者の状態にかかわらず切れ目のない支援ができるよう連携していきます。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3. 個別課題から地域課題へ

・利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると思います。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組みます。

4. 研修・情報共有による人材育成

・定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(8) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいて、利用されるおひとりお一人の生き方を尊重し、利用者が有する能力に応じて住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるように、サービスを提供します。また、関係行政機関、地域の医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

<プログラムについて>

1 自立支援の取組み

定期的にデイサービスへの意向調査を行い、ご利用者の自主性を引き出し意欲的に取り組めるプログラムを提供します。ご利用者の可能性を大切にして「できる」が継続できるように、あるいは「今までよりもできた」につなげられるように支援します。

2 通所事業における地域貢献

ボランティア活動の場を提供し、福祉活動のきっかけづくりを行います。在宅生活をされているご利用者の抱えている課題や地域の課題を把握し、地域包括支援センター等とともに課題解決に向けて取り組みます。また、職員の持つ知識や技術情報を、介護講座などを通じて地域に提供していきます。

3 質の高いサービス提供

職場内外の研修を通して、専門職としての知識や技術の向上に励みます。また、ミーティング等で情報共有を図り、事例検討することにより職員の状況を理解する力、課題に対応する力を養います。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など、受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は、引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 もえぎ野あったかネットワーク（協議体）の取組

平成 28 年度

【ガイドブック】あったかサポートガイドブックを更新。MAP を掲載し、どこで行われているかを分かるようにしました。

【見守り】 「理想的な見守り」や、「地域の力を活かした見守りの輪を拡げるには」をテーマに意見交換を重ね、見守りの目標や方法について検討共有しました。

【福祉教育・啓発】福祉教育・啓発の目的などを検討・共有し、誰が行っても同じ内容を伝えることができるよう、プログラムを製作しました。また、地域イベント等の活用など啓発の場について検討・試行しました。

平成 29 年度

【情報・福祉啓発】近隣住民が気づいた情報（課題）を支援者に届けられるよう、啓発用チラシを作成。自治会町内会の協力により全戸配布しました。また、「チラシだけでは見て捨ててしまう人もいる」という意見から、回覧版の作成が提案され、作成のためのスポンサー探し（広告掲載）を開始しました。

【見守り推進】 藤が丘商店会約 90 店舗を訪問し、認知症高齢者の対応等で困った事例等をヒアリングするとともに、地域状況・傾向を説明しました。ポスター「高齢者にやさしい藤が丘」を作成し、各店舗に掲示を依頼。商店会とのコラボにより見守りの輪を広げました。30 年 3 月現在約 55 店舗が掲示しています。

平成 30 年度

【見守り推進】 29 年度に実施した「商店会とのコラボによる見守りを輪」を広げるため、商店会に加入していないエリア内の商店・事業所にも対象を拡大。「事業所との連携による見守り」を推進しました。

【情報・福祉啓発】 29 年度末に完成した啓発用回覧板を全自治会町内会に配布。また、ガイドブックの情報更新、地域イベントでの福祉啓発に、多数のボランティアが参加協力。地域の取組に関心を持ってもらう機会をつくりました。

2 自主事業等

平成 28 年度

- ・男性による育児参画増加に伴い、乳幼児を持つ父親を対象としたパパの子育て講座を開催しました。
- ・介護予防普及強化事業において、併設する老人福祉センターと共催で介護予防講座を実施し、講座終了後は、担当エリア内の小規模多機能型居宅介護事業所が保有する横浜市地域福祉・交流拠点整備事業に場所を移し、自主グループの活動を立ち上げました。

平成 29 年度

- ・自主事業として、フリー学習スペースを開始しました。

平成 30 年度

- ・ 障害作業所の障害者によるパン教室を自主事業で開催し、地域住民が障害分野の理解を深める機会を提供しました。
- ・ 平成 29 年度自主事業を開始したフリー学習スペースを中里学園での出張支援も始まり、それに参加するボランティア育成のため、児童支援に関する勉強会を開催しました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

前期（平成 28 年度～平成 30 年度）における常勤職員の充足率は、3 年間平均で 95.39%となり、評価基準である 97.25%を下回っています。第 4 期指定期間内には 100%の雇用が実現できるよう、法人としての採用活動を強化します。

（参考）平成 28 年度～平成 30 年度までの指定管理部門 常勤職員充足率

	H28年度 充足率	H29年度 充足率	H30年度 充足率	3年間の 充足率平均
地域活動交流	100%	100%	100%	100%
生活支援体制整備	100%	100%	100%	100%
主任ケアマネジャー	100%	100%	100%	100%
保健師等	100%	100%	75.34%	91.78%
社会福祉士	66.85%	100%	100%	88.95%
加配包括職員	100%	83.01%	91.78%	91.60%
			全職種合計	95.39%

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市もえぎ野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,587,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	83,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,280,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	3,120,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△83,000
施設使用料相当額 ※ 2		△3,990,000
合 計		14,671,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	
合 計		5,802,000

※ 3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	25,465,002
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	6,916,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,623,998
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	400,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	829,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△6,916,000
合 計		29,074,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	14,671,000	14,671,000	14,671,000	14,671,000	14,671,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,074,000	29,074,000	29,074,000	29,074,000	29,074,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	49,701,000	49,701,000	49,701,000	49,701,000	49,701,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
		居宅介護支援 事業	14,616,000	14,616,000	14,616,000	14,616,000	14,616,000
		通所系サービス 事業	99,443,000	99,443,000	99,443,000	99,443,000	99,443,000
	その他収入	0	0	0	0	0	
	収入合計(A)		168,560,000	168,560,000	168,560,000	168,560,000	168,560,000
内 訳	人件費	122,740,000	122,740,000	122,740,000	122,740,000	122,740,000	
	事業費	31,103,000	31,103,000	31,103,000	31,103,000	31,103,000	
	事務費	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	
	管理費	8,897,000	8,897,000	8,897,000	8,897,000	8,897,000	
	消費税等	4,165,000	4,165,000	4,165,000	4,165,000	4,165,000	
	その他	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
支出合計(B)		168,560,000	168,560,000	168,560,000	168,560,000	168,560,000	
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

法人の概要

(令和 2 年 1 月現在)

（ふりがな） 団体名	（しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい） 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地			
設立年月日	昭和 26 年 3 月（昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可）			
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター（ボランティアセンター・情報センター ・研修センター）受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター（現：地域ケアプラザ）受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 （財）在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	有			無
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	25,215,194,127	17,849,621,296	15,493,939,867
	総支出	24,660,464,338	19,084,630,470	15,369,310,618
	当期収支差額	554,729,789	-1,235,009,174	124,629,249
	次期繰越収支差額	3,336,778,438	2,101,769,264	2,226,398,513
連絡担当者	【氏名】 XXXXXXXXXX		【所属】 XXXXXXXXXX	
	【電話】 045-201-2069		【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 sisetsu-k@yokohamashakyo.jp			
特記事項				